

学生(多摩キャンパス)の皆様へ

大妻女子大学 学長 伊藤 正直

令和3年度の対面授業科目における特別措置について (新型コロナウイルス感染症に関わる措置)

令和3年度の授業は、前期に引き続き、教室での密状態をできるだけ回避するなど新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで、対面授業を主体(科目全体の8割程度)として実施いたします。

ただし、**正当な理由がある学生(※)**の登校を強制するものではありません。本学所定の申請により、登校して対面授業を受けることが難しいと認められた学生に対して、大学から各授業科目の授業担当者(先生)に対面以外の授業対応を依頼し、次のような形態で特別措置を講じます。いずれの形態で行うかは、各授業担当者から個別に案内いたします。

| | | |
|-----|--------------------------------|---------------------|
| (1) | 授業支援システム manaba を利用した資料提示による授業 | オンライン授業(オンデマンド型)と同様 |
| (2) | YouTube 等を利用した動画配信授業(対面型の録画含む) | |
| (3) | Zoom 等を利用した同時配信授業 | — |

諸案内

・**※ 正当な理由**とは、原則として以下のものを指します。

①次の病状を有する学生(いずれも医師の診断書があるもの)

- ・心臓、肺(呼吸器)、腎臓に持病がある学生
- ・糖尿病の学生
- ・疾病や投薬により免疫が低下した学生
- ・上記のほか、医師により、新型コロナウイルス感染症に感染することで重篤化する可能性がある病状を有するため対面授業に参加することに差し支えがあると診断された学生

②妊娠中の学生

③高齢者や基礎疾患を有する者など、新型コロナウイルス感染症に感染することで重篤化する可能性のある家族と同居しており、自らが感染しないことに細心の注意をはらわなければならない環境にある学生

※通学時住所における同居に限ります。(帰省時住所における同居は対象外です)

・この特別措置の申請は、原則、半期ごとに受け付けます。体調変化等により、授業期間の途中から特別措置を希望する場合は、まず tkms@ml.otsuma.ac.jp (教育・学事支援グループ宛) にメール連絡してください。

・オンライン授業に対応できない**一部の実験・実習・演習科目**は、次年度以降に履修いただく場合があります。

・この特別措置以外の修学支援や心身に関する相談は健康センター、学生相談センターにご連絡ください。

学生相談センター : <https://www.gakuseisoudan.otsuma.ac.jp/>

健康センター : <http://www.otsuma.ac.jp/campus/support/health>

特別措置の申請方法

次の必要書類を全て揃え、**大妻女子大学 教育・学事支援グループ宛**にメール送信または郵送してください。

| | |
|----------------------------------|------------|
| 令和3年度 対面授業科目における特別措置申請書 (所定用紙 A) | 必要事項を記入・捺印 |
| 令和3年度 誓約書(対面授業における特別措置) (所定用紙 B) | |
| 医師の診断書(理由①②の場合)または住民票の写し(理由③の場合) | 発行から3か月以内 |

<申請締切>後期:9月6日(月)郵送必着(メールは23:59まで)

<送付先>(郵送)〒206-8540 東京都多摩市唐木田2-7-1 大妻女子大学教育・学事支援グループ 特別措置係
(メール) tkms@ml.otsuma.ac.jp (極力パスワードを設定の上送信してください)

注)メールの場合、必要書類は写真撮影ではなくスキャン(PDF)したものを添付すること。

特別措置の申請結果

学内ポータルサイト UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) から申請結果を連絡、学生現住所宛にも郵送します。

履修登録・受講に際しての注意

- ・特別措置を申請する学生は、履修登録の際は、可能なかぎり、オンライン授業科目を選択してください。
- ・授業期間中は定期的に manaba や大妻 Web メールを確認し、授業担当者からの連絡を確認してください。
- ・履修登録が初回授業開始までに完了しない授業や、特別措置の申請手続状況により対応が出来なかった授業回については、後日、対応します。
- ・特別措置を取り消し、登校して対面授業を受けたい場合は、tkms@ml.otsuma.ac.jp (教育・学事支援グループ宛) に、その旨と、登校開始したい年月日をメール連絡してください。
- ・政府等から新型コロナウイルス感染症の収束が宣言されても、適用期間中は引き続き特別措置を行います。
- ・授業の運営上、特別措置により受講していることが他の受講者に認識される場合があります。

以上